

Title	An epidemiological study on the effectiveness of workplace smoking control programs.
Sub Title	職場における喫煙対策プログラムの効果に関する疫学的研究
Author	宇都宮, 啓(Utsunomiya, Osamu)
Publisher	慶應医学会
Publication year	2003
Jtitle	慶應医学 (Journal of the Keio Medical Society). Vol.80, No.2 (2003. 6) ,p.25-
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	号外
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00069296-20030602-0025

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

An epidemiological study on the effectiveness of workplace smoking control programs.

(職場における喫煙対策プログラムの効果に関する疫学的研究)

宇 都 宮 啓

内容の要旨

本研究においては、わが国における職場の喫煙対策の疫学的な現状を明らかにするとともに、職場の喫煙対策プログラムが従業員の喫煙率に与える効果を評価した。

ある県の非営利健診機関が定期健康診断を実施している約1,500事業所のうち、産業保健担当者を設置している531事業所を対象に、喫煙対策実施状況に関して、郵送自答式で調査を行った。

有効回答を返送してきたのは315事業所(回収率59.3%)であったが、従業員数は男性57,051人、女性19,818名の合計76,869名であった。まず事業所における喫煙対策の実施状況を分析した。次にこのデータと、定期健診時に各自が申告する喫煙状況のデータを連結し、職場のそれぞれの喫煙対策プログラムの有無による喫煙率を算定し、さらにMantel-Haenszel (M-H) 法を用いて、それぞれの対策の有効性を評価した。

その結果、以下のことが明らかになった。

1. 全体の喫煙率は、男性が53.1%、女性が12.1%で、年齢別に見ると男女とも60歳以上でやや低くなっていた。
2. 事業所における喫煙対策の状況を見ると、分煙が67.9%、喫煙時間制限が12.7%で実施されている一方で、何も規制を行っていない事業所が15.6%あった。パンフレットやポスター等による啓発を行っている事業所は40.6%、健診後の事後指導を含め喫煙者の個別指導を行っている事業所は30.2%であった。たばこ販売店や自動販売機を有する事業所は70.5%であった。禁煙講習会の開催、禁煙達成者への表彰、禁煙プログラム支援については、それぞれ実施していない事業所が90%以上であった。これらは他の先進国と比較すると、わが国の職場におけるたばこ対策の取り組みの遅れを表している。
3. M-H法により分析すると、喫煙率低下の効果は、男性では、禁煙プログラム支援により13.9%、分煙や喫煙時間制限により13.1%、女性では、分煙や喫煙時間制限により44.5%、禁煙達成者への表彰により34.6%、禁煙プログラム支援により20.6%、販売規制により20.4%、個別指導により13.4%であることがわかった。
4. 業種間の従業員の属性の違い等によるバイアスを除くため、対象を製造業に限定して同様の分析を行ったところ、喫煙率低下の効果は、男性では、分煙や喫煙時間制限により15.4%、パンフレット等による啓発及び個別指導によりそれぞれ7.7%、女性では、分煙や喫煙時間制限により36.2%、個別指導により19.6%であった。
5. 以上により、特に職場における分煙や喫煙時間制限については男女ともに、個別指導については女性に対し、喫煙率低下に効果があることが示唆された。

論文審査の要旨

わが国においては、男性は他の先進国に比べ喫煙率が非常に高く、女性は若年者を中心に喫煙率は増加傾向にあるなど、喫煙対策は喫煙の課題とされている。しかし成人が多くの時間を過ごす職場における喫煙対策の状況やその効果については明らかになっていない。そこで本研究においては、わが国の職場における喫煙対策の疫学的な現状を明らかにするとともに、職場の喫煙対策が従業員の喫煙率に与える効果を評価した。

その結果、事業所における喫煙対策は、分煙やパンフレット等による啓発を実施している事業所は40%以上あるものの、喫煙者への禁煙プログラム提供を行っている事業所がわずかしかないなど、米国等の先進国の取り組みに比べてわが国の対策が大きく遅れていることが明らかになった。また、職場の喫煙対策と喫煙率の分析から、職場における分煙や喫煙時間制限等の喫煙規制は男女ともに、喫煙者に対する個別指導は女性に対し、喫煙率を下げる効果があることが示唆された。

審査では、まず、人数が少ない年齢階級を整理することにより、喫煙対策と喫煙率の関連性がもう少しはっきりと出たかもしれない部分があるという指摘があった。また、企業の規模により対策の行われ方が違う可能性があるとその比較が必要であるという指摘があった。個人の健診データや、企業の医療費のデータとリンクさせることにより、一層職場の喫煙対策の効果が評価できるようになるという助言があった。地域による特性や健康調査票の違いによる回答のばらつきはないのかという質問があったが、同一県における同一の健診団体が統一した様式で行った調査なので問題は少ないという回答があった。アンケートについて、健康対策の取り組みに対する事業者の熱意による回答の質の差はないのかという質問があり、1500事業者のうち産業保健担当者を設置している事業者を対象としたのであまり質の差はないと考えられるという回答があった。今後このような調査を行うときは、喫煙本数や本人の禁煙に対する意欲等を調査項目に入れた方が、対策の効果をきめ細かく評価できるといった助言があった。現在の国際的、国内的なたばこ対策の動きについての質問があり、WHOが進めているたばこ対策枠組み条約が本年5月に総会で決議される予定であること、日本ではたばこ生産者や販売者に配慮する立場があり、十分には対策が進んでいないが、少しずつ強化されてきているという回答があった。

以上、本研究についてはさらに改善すべき、あるいは検討すべき点も残されているが、わが国の職場のたばこ対策の現状をはじめて明らかにするとともに、職場において有効性のある対策を示唆しており、価値ある研究と認められた。

論文審査担当者 主査 衛生学公衆衛生学 近藤 健文

外科学 小林 紘一 衛生学公衆衛生学 大前 和幸
医療政策・管理学 池上 直己 内科学 小川 聡

学力確認担当者:北島 政樹、小林 紘一

審査委員長:小林 紘一

試問日:平成15年2月18日